



「全国キャラバン青森県集会」が開催されました。JR不採用事件の解決をめざす全国キャラバン運動の一環として、JR東日本本部エリア内では、9月30日の「東日本出発式・青森県集会」を皮切りに取り組まれる「今こそ解決を!全国キャラバン行動」を組合員・家族・共闘の力で実現するための活動にむけた世論の形成と「国労基本要求」の押し上げを勝ち取ろう!

9月30日、台風余波の中で青森市「アスパム」5階にて「全国キャラバン青森県集会」が開催され、青森県平和推進労働組合会議の仲間をはじめ総勢150名が結集しました。集会は、主催者を代表して青森県平和推進労働組合会議原子事務局次長から「一八年余にわたる国鉄闘争について、青森県においては支援共闘会議を結成し、そこを中心にながら今まで共に闘つて来た。ILO勧告を機にした早期解決に向け、共に奮闘したい」との挨拶で始まり、地元国労を代表して国労青森支部・奈良岡執行委員長が、国労本部を代表して国労本部・田中中央副執行委員長が、それぞれ国鉄闘争に対する今日までの支援への感謝と早期解決に向けた闘う決意を報告。

奈良岡支部執行委員長は、「第72回定期全国大会は混乱も無く、ILO第六次勧告を機に解決を図るべく国労の総団結・総決起を確認することができた。早期解決を勝ち取るためにも全国キャラバンの成功が大事であり、多くの闘争団が本部方針に結集し早期解決を求めているだ

向かた取り組みは、6月18日のILO第六次勧告以降、8月に入り、鉄道・運輸機構・連合会長・民主党に対する要請が行われるとともに、8月23日には建交労との共同集会が中央段階で成功するなど、ILO第六次勧告を突破口としての政治的解決に向けた動きを強めています。先の第七回定期全国大会では、こうした闘いの到達点を踏まえ、「今こそ解決を!全国キャラバン」を通じて支援共闘運動の再構築と解決に向けた世論形成をはかり押し上げる中から、政治解決を図つて方針を決定しました。

また、9月15日には、鉄道・運輸機構に対して「JR不採用事件に関する国労基本要求」を提出していました。東日本本部エリア内では、9月30日の「東日本出発式・青森県集会」を皮切りに取り組まれる「今こそ解決を!全国キャラバン行動」を組合員・家族・共闘の力を総結集して成功させ、JR不採用事件の政治解決にむけた世論の形成と「国労基本要求」の押し上げを勝ち取ろう!

JR不採用事件「今こそ解決を!全国キャラバンがスタート!」



(組合員の購読料は)
(組合費に含まれます)

港区新橋5-15-5
交通ビル
国鉄労組東日本本部
発行責任者 佐藤勝雄
編集責任者 伊藤隆夫

No 617 定価
20円

2004年
10月1日

もう一人の仲間を国労に
國労加入を
大胆に訴えよう

けに、今後も連携を強めて行きたい」と、青森支部としての闘う決意を明らかに。また、田中中央副執行委員長からは「六月に出されたILO第六次勧告を受け、早期解決を勝ち取るために厚生労働省・国土交通省・連合・民主党等へ要請を行ってきた。また、鉄道運輸機構へもこの間二回の要請を行ってきたが、闘争団全国連絡会議がまとめた要求を基本に国労要求を作成して提出し、継続した話し合いを確認してきた。JR不採用事件をはじめとする国鉄闘争は労働者としての人権が奪われた問題であるだけに、8月23日の国労・建交労集会の成功のように闘いの輪を広げ、共に奮闘しようと、支援の広がりを訴えた。

闘争団全国連絡会議・神宮議長、札幌闘争団・牧田団員、釧路闘争団・小野団員からも、「三六闘争団の中にいろいろな意見があるが、国労だから闘つてこられたという現実を踏まえることが重要だと考える。一番厳しいところを分かれ合ってきた仲間同士だけに、不団結は不幸である」「五八歳となり、JRの定年年齢まであと一年。いまこの時に解決を図ることは闘争団にとって深刻かつ切実な課題である」「国労だから闘つてこられた。国労の方針で解決をというのは、当然だと思う。厳しいが、総団結する中から解決を勝ち取って行きたい」と、それぞれの思いや決意が報告された。

集会は、社民党青森県連合・渡辺代表の「小泉反動政治を許すことなく、早期解決実現に向け、社民党も共に頑張る」という激励の挨拶の後、「ILO第六次勧告に基づき、JR不採用事件の早期解決を求める決議」を採択し、東青地方本部・石沢事務局長の閉会の挨拶で終了。本州としての出発集会を成功裏に終えることができた。

今集会には、地域や共闘の仲間も数多く結集をした。そして、「国労頑張れ!いまこそ、解決を」という激励と連帯の声を数多くいただいた。そうした意味でも、私たち国労は、地域や共闘の仲間の支えがあつたからこそ一八年間闘い続けてこられたということを改めて感じることができた集会であった。

配属差別一二二事件で 一括和解が成立!

全国キャラバン東日本各地の主な行動計画

盛岡地本	9/30	東日本出発式、青森県集会
	10/1	弘前・八戸市内キャラバン
	10/6	盛岡市内 岩手県集会
仙台地本	10/15	宮城県・福島県地区集会
	10/18	新庄地区集会
	10/19	釜石・会津・山形地区集会
	10/20	米沢地区集会
	10/22	福島県集会(郡山)
水戸地本	10/26	いわき地区集会
	11/1	土浦地区集会
	11/5	水戸地区集会
千葉地本	11/6～15	各地区集会・宣伝
	11/12	千葉地区集会
	11/16	街頭宣伝、集約集会
秋田地本	11/2	秋田地区集会
	10/4～5	県内キャラバン行動
新潟地本	10/15	酒田地区集会
	10/19	新潟地区集会
	10/20	長岡地区集会
	10/21	魚沼地区集会
	10/22	直江津地区集会
長野地本	10/23～11/5	県内地区集会
	10/29	長野県交流会
	10/30	家族会交流会
	11/5	集約集会
高崎地本	11/12～16	県内各地区集会
東京地本	11/17～19	第1ゾーン 神奈川・埼玉・山梨・三多摩で行動
	11/24～	第2ゾーン 都内行動
	「全国キャンペーン」集約集会	11/26

9月30日現在、一部に企画段階の行動も掲載しています。

さる九月一六日、中央労働委員会において係争中であった「配属差別一二二事件」について一括和解が成立いたしました。

中央労働委員会で和解成立した事件は次の通りです。

- ① 青森配属・勤務・出向差別事件
- ② 盛岡車掌区脱退・配属・転勤差別事件
- ③ 茨城配属・配転差別事件
- ④ 浦和電車区配属・配転・出向差別事件
- ⑤ 柏木配属・配転差別事件
- ⑥ 東所沢電車区配属・配転差別事件
- ⑦ 神奈川活動家配属差別事件
- ⑧ 上野保線区配属・配転差別事件
- ⑨ 上野車掌区配属・配転・出向差別事件
- ⑩ 池袋運転区配属・配転・出向差別事件
- ⑪ 池袋・浦和車掌区配属・配転差別事件
- ⑫ 池袋駅外配属・配転差別事件
- ⑬ これら配属差別事件については、東京地裁において東京七電車区配属差別事件等の和解が成立したことを受け、二〇〇二年四月五日に中労委における和解解決を目指す第一回目の和解協議が開始されて以降、約二年五箇月間にわたる協議を踏えて和解が成立したのです。

審査委員団頭表明 勧告書

本日は、ご苦労様です。

本日ご参会の各位が並々ならぬご努力を払われたことに深甚なる敬意を表するものであります。

ここに至るまでの間、関係当事者の方々には甚大なご苦労が会ったことと思います。今後ともよき労使関係に向けて努力されることを期待します。

本日は、ご苦労様です。
申立当事者等三五名が出席し、中労委の労働委員会規則第三八条に基づく勧告和解に基づく調印が行われました。
当日の勧告和解の調印の席上には、中労委会長、事務局長及び次長も同席しました。中労委会長より和解成立後の挨拶及び「審査委員団頭表明」がなされました。
それらは次のとおりです。

記

1 会社は、本件不当労働行為救済申立事件について初審各地方労働委員会が発した救済命令に係る対象者のうち、なお申立勤務箇所への異動を希望する者的人事異動に関しては、本件和解の趣旨を踏まえ、公正に行うものとする。

2 組合は、本件和解の成立に当たって、上記の者らに係る、

現勤務箇所から申立勤務箇所への早期異動の希望を会社に対して表明し、会社は、この表明があつたことを確認した。

3 会社と組合は、今後、労働組合法及びその他関係諸法令を遵守し、労働協約の精神に則り、相互の権利を尊重し、誠実に義務を履行して、労使紛争が生じないように努める。

4 会社と組合は、本件に関し以後争わないこととし、組合は初審命令の履行を求めるものとする。

5 会社と組合は、本件及びその後本件和解成立時までの人事異動の効力を争わないことを確認する。

平成一六年九月一六日

JR東日本、「鶴見駅解雇・配転差別事件」に対する緊急命令を履行!



九月二七日、東京地裁第三六民事部・難波孝一裁判長は、「鶴見駅解雇・配転差別事件」について、JR東日本の救済命令取消請求を棄却する判決を言い渡しました。同時に、中労委が申立てを行つていた緊急命令を決定する判断を示しました。「鶴見駅解雇・配転差別事件」は、一九九〇年一月八日、鶴見駅総持寺踏切詰所で勤務していた国労鶴見駅分会執行委員・内藤光雄氏に対して、巡回と称して踏切詰所に来た南首席助役（JR東労組組合員）が、内藤光雄氏に対して人格を傷付け蔑視する挑発的暴言を浴びせたことに端を発して首席助役ともみ合いとなつた内藤光雄氏に対し、JR東日本が十分な原因調査を行わぬまま、わずか九日後に懲戒免職処分を行ふとともに、この事件を前後して分会三役を強制配転が行われました。このような一連の事件は、国労分会潰しを意図した不当労働行為であり、その救

済を求めて神奈川県地方労働委員会に申立てを行つた事件です。初審命令は、国労の救済申立てをほぼ全面的に認める救済命令を交付しました。中央労働委員会においても、基本的に初審命令を支持して「本件懲戒解雇は、内藤の組合活動を理由とした不利益取扱いであると同時に労組法第七条第一項及び第三号に該当する不当労働行為であると判断せざるを得ない」と厳しくJR東日本を断罪しました。同時に、島田・保泉両名の配転について「同人らに対して不利益な取扱いを行うとともに、国労鶴見駅分会の運営に支配・介入したものと判断される」とJR東日本の不当労働行為意思を厳しく断罪する救済命令を交付しました。

このような中央労働委員会の命令を不服としたJR東日本は、東京地裁に「救済命令取消請求」を求め提訴し、今日まで東京地裁で争われてきた事件です。

JR東日本対して発した「緊急命令」の内容は、左記のとおりです。

JR東日本対して発した「緊急命令」の内容は、左記のとおりです。

この緊急命令を受けたJR東日本は、判決翌日の九月二八日に会社側代理人を通じて「緊急命令を履行したい」と旨を明らかにしてきました。

しかし、依然としてJR東日本は、東京地裁判決を不服として東京高裁に控訴する動きを強めるなど、予断を許さない状況です。今回の国労完全勝利の判決及び緊急命令を確信にして、引き続き事件の完全解決に向け職場の仲間の引き継ぐご支援・ご協力をお願いします。

緊急命令主文

- 被申立人は、被申立人を原告とし、申立人を被告とする当庁平成15年(行コ)第445号救済命令取消請求事件の判決の確定に至るまで、申立人が中労委平成6年(不再)第42号、第43号事件について発した命令によって一部変更された神労委平成3年(不)第10号事件について、神奈川県地方労働委員会が平成6年11月30日付けて了命令の主文第一項ないし第三項、すなわち、
 - 被申立人は、申立人ら組合所属の組合員島田悦夫及び保泉良二に対し、次の措置を講じなければならない。
 - 島田悦夫に対する平成2年7月1日付け東京第二ベンディング事業所事業係への配置転換命令がなかったものとして取り扱い、同人を原職又は原職相当職に復帰させること。
 - 保泉良二に対する平成3年2月9日付け東京第一ベンディング事業所事業係への配置転換命令がなかったものとして取り扱い、同人を原職又は原職相当職に復帰させること。
 - 被申立人は、国鉄労働組合所属の組合員内藤光雄に対して行った平成2年11月17日付け懲戒解雇処分がなかったものとして取り扱い、同人を原職に復帰させなければならない。
 - 被申立人は、内藤光男に対し、平成2年11月18日から本件初審命令交付の日までの間については、同人が受けるはずであった賃金相当額の半額を、また、その翌日から前項の原職に復帰させた日までの間については、同人が受けるはずであった賃金相当額をそれぞれ支払わなければならない。」に従わなければならない。
- 申立人のその余の申立てを却下する。
- 申立費用は、被申立人の負担とする。

**国労仙台地方本部
発行系報道機関**

2004年10月1日
発行者 国鉄労働組合仙台地方本部組織部
編集者 大沼 元

NO.27

山形運輸区

保坂直悦さん(53歳)国労加入

10月1日、山形運輸区勤務の保坂直悦さんが、国労加入を決意してくれました。保坂さんは、ジェイアール東日本ユニオン立ち上げの際に国労から離れましたが、近々、東日本労組との統合が決定されていることから、「やっぱり国労がいい」と、意思を固めてくださいました。

国労東日本本部が、「17年の中で組織拡大の最大のチャンス」と位置づけ、5月に開催した組織拡大対策会議の意思統一は、着実に実践されています。

JR東労組指導の労務政策から、会社指導の労務政策へ変換の兆しがあります。「仕事総点検運動」を通して、職場の中心に国労組合員が座り、仲間の信頼を勝ち取ることからさらなる組織拡大につなげていきましょう。

激励先

国労山形連合分会 〒990-0057 山形市宮町1-9-66
FAX 023-635-2549

各地で続々、国労加入！

組織拡大集会以降、5人目の加入！

各地で国労加入が続いている。

今回は、東日本ユニオンに見切りを付け「やっぱり国労がいい！」と、山形運輸区の保坂さんが国労加入の意志を固めてくれました。

本年5月の東日本本部組織拡大集会以降、5人目。国労加入の流れをさらに拡大しよう！

この間、国労加入された方は次の通りです。

4月 池田 晃さん(東京・尾久駅)
7月 新開 幸治さん(東京・甲府駅)
7月 野口 幸弘さん(千葉・銚子運転区)
8月 江戸 武治さん(盛岡・青森車両センター)
10月 保坂 直悦さん(仙台・山形運輸区)

JR東日本会社の経営状況は、社員の大変な労苦の中で順調な歩みを続け、昨年度は過去最高の当期利益をあげ、また本年度もその傾向を維持しています。

その中で私たちの労働条件は、「お寒い限り」というのが全ての社員の実感となっています。

その改善を求めて東日本本部は、この間、各地方本部からの要求提出、第一八回定期大会での討議を経て、九月二八日に開催した各地方本部業務部長・職協代表者会議において「〇四年度制度・諸手当等改善要求」の決定をいたしました。

また、その実現にむけた要求署名では、一組合員二名獲得に全力をあげることも確認したところです。

東日本本部への署名集約は、一二月一七日となります。

全組合員と家族の皆さんの絶大な協力をお願いします。

JR東日本会社に対する「制度・諸手当等」の改善要求署名運動を全組合員は、組合員の力で成功させよう！

JR東日本会社に対する「制度・諸手当等」の改善要求署名運動を全組合員は、組合員の力で成功させよう！

2004年10月
国鉄労働組合仙台地方本部

1. 制度に関する改善要求

(1) 勤務手当

現行の「勤務手当」は、1日の走行キロが、8km以上となった場合に支給する」こととされているが、普通労働の運転に支障する者にも適用すること。

(2) 保育手当

現行の「保育手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(3) 職務手当

現行の「職務手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(4) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(5) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(6) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(7) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(8) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(9) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(10) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(11) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(12) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(13) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(14) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(15) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(16) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(17) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(18) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(19) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(20) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(21) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(22) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(23) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(24) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(25) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(26) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(27) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(28) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(29) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(30) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(31) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(32) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(33) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(34) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(35) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(36) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(37) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(38) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(39) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(40) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(41) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(42) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(43) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(44) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(45) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(46) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(47) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(48) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(49) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(50) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(51) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(52) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(53) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(54) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(55) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(56) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(57) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(58) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(59) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(60) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(61) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(62) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(63) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(64) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(65) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(66) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(67) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(68) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(69) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(70) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(71) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(72) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(73) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(74) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(75) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(76) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(77) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(78) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(79) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(80) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(81) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(82) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(83) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(84) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(85) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(86) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(87) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(88) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(89) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(90) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(91) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(92) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(93) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(94) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(95) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(96) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(97) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(98) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(99) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(100) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(101) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(102) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(103) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(104) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(105) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(106) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(107) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(108) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(109) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(110) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(111) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(112) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(113) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(114) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(115) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(116) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(117) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(118) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(119) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(120) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(121) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(122) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(123) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(124) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(125) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(126) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(127) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(128) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(129) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(130) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(131) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給するものである。

(132) 通勤手当

現行の「通勤手当」は、1歳未満の子供の扶養手当を支給